

浜松市都市再開発法第66条第1項の規定に基づく許可に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第66条第1項の規定に基づく許可に関して、適正な事務処理を図るため、必要な事項を定める。

(建築行為等の許可の審査基準)

第2条 法第66条第1項に規定する行為に対する許可は、容易に移転し、又は除却することができるものであると認めるときに行うものとする。ただし、第一種市街地再開発事業の施行に支障があると認める場合は、この限りでない。

2 前項に定める審査基準のほか、法第66条第1項に規定する行為のうち、建築物の新築、改築又は増築に対する許可は、次に掲げる要件のいずれにも該当するときに行うものとする。

- (1) 階数が2以下のもの
- (2) 地階を有しないもの
- (3) 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造のもの

附 則

この要領は、平成24年11月15日から施行する。